

## 日本赤十字社診療放射線技師会会費納入規約

(目的)

第1条 この規約は会費の納入について必要事項を定める。

(会費等)

第2条 会則第24条の会費は年額3,000円、入会金は1,000円とし、入会時に納入するものとする。

(会費納入期限)

第3条 会費は会則第7条に基づき、納入するものとする。

(会員資格喪失及び復権)

第4条 会費3年間未納者については、退会とし、再入会金は10,000円とする。

(会費免除及び申請)

第5条 本会会員の会費免除に関する規定

1. 本会会員で病氣療養・産休育児休業等・海外派遣で12ヶ月以上離職した者は、本規約の定めるところにより、会費免除の取り扱いを受けることができる。
2. 本会会員で災害による被災の場合、会費免除の取り扱いを受けることができる。
3. 第1項から2項の規定に基づき、会費免除の取扱いを受けようとする者は、所定の様式に必要な証明書を添え本会に申請するものとする。
4. 会費免除の可否は常任理事会に諮り承認を得るものとする。
5. 免除及び免除期間は常任理事会で決定し、2ヶ年を超えないものとする。
6. ただし、天災地変、重大な事故、疫病その他これらに類する事象により被災した場合であって、常任理事会に諮る事ができない場合は、会長の判断によって当該年度の年会費を免除することができる。この場合、後日の常任理事会に報告し承認を得るものとする。

(改廃)

第6条 この規約の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は昭和28年11月16日より施行する。

昭和58年10月26日改正

昭和62年8月27日改正

平成2年4月5日改正

平成10年5月28日改正

平成24年5月31日改正

平成26年5月23日改正